特定非営利活動法人草加市カヌー協会

草加パドラーズ

[会報第 463 号] 令和 4 年 3 月 19 日発行

□草加パドラーズ事務局 住所 草加市松江 2-4-16 □電話 048-931-3844

国土交通省「河川協力団体」指定書

江戸川河川事務所長より授与

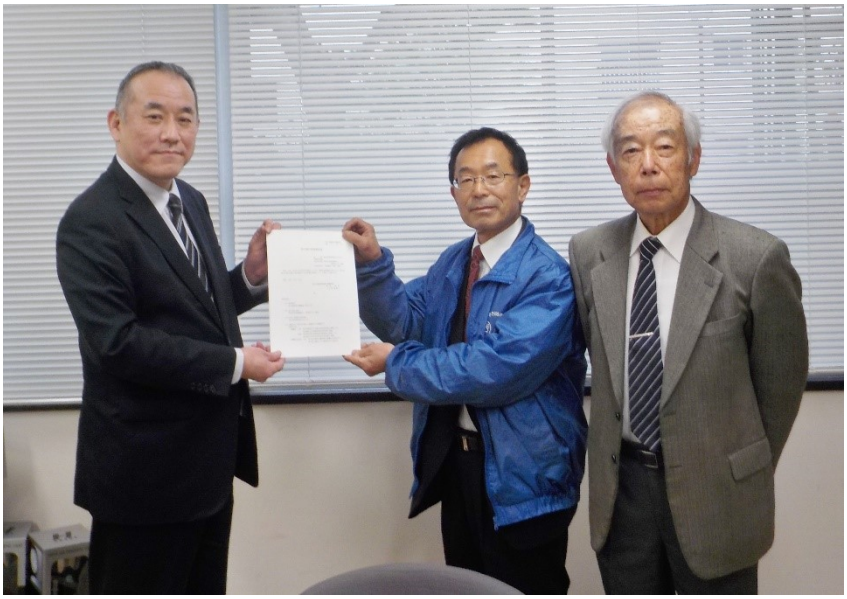

3 月 18 日(金)、江戸川河川事務所中川出張所で岩見洋一河川事務所長から「河川協力団体」指定書を木村、中島の両名が会を代表して受け取って参りました。これは国の「河川協力団体」制度によって、国土交通省と草加市カヌー協会「草加パドラーズ」が互いに河川管理のパートナーとして、活動を促進し河川管理の充実を図ることを目的として法律上に位置づけされました。今後は、話し合いで、想いを共有し、相乗効果で、より良い河川空間の形成を図って参りたいと考えています。関東地方整備局/第 35 号、埼玉県下で 5 番目、県東部地域で初の指定団体になりました。岩見江戸川河川事務所長、中山課長、尾崎中川出張所長とそれぞれの考え方や想いを出し合いました。官民連携の出発点ですね。

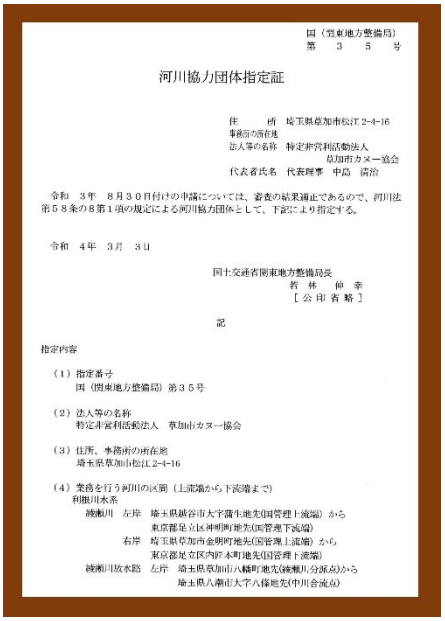

国（関東地方整備局）
第 3 5 号

河川協力団体指定証

住　　所　埼玉県草加市松江 2-4-16
事務所の所在地
法人等の名称　特定非営利活動法人
草加市カヌー協会
代表者氏名　代表理事　中島　清治

令和　3年　8月30日付けの申請については、審査の結果適正であるので、河川法第58条の8第1項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

令和　4年　3月　3日

国土交通省関東地方整備局長
若　林　伸　幸
［公印省略］

記

指定内容

（1）指定番号
国（関東地方整備局）第35号

（2）法人等の名称
特定非営利活動法人　草加市カヌー協会

（3）住所、事務所の所在地
埼玉県草加市松江 2-4-16

（4）業務を行う河川の区間（上流端から下流端まで）
利根川水系
綾瀬川　左岸　埼玉県越谷市大字蒲生地先(国管理上流端)から
東京都足立区神明町地先(国管理下流端)
右岸　埼玉県草加市金明町地先(国管理上流端)から
東京都足立区内匠本町地先(国管理下流端)
綾瀬川放水路　左岸　埼玉県草加市八幡町地先(綾瀬川分派点)から
埼玉県八潮市大字八條地先(中川合流点)

指定区間/広域活動の課題

左:綾瀬川水門

右:中川水門

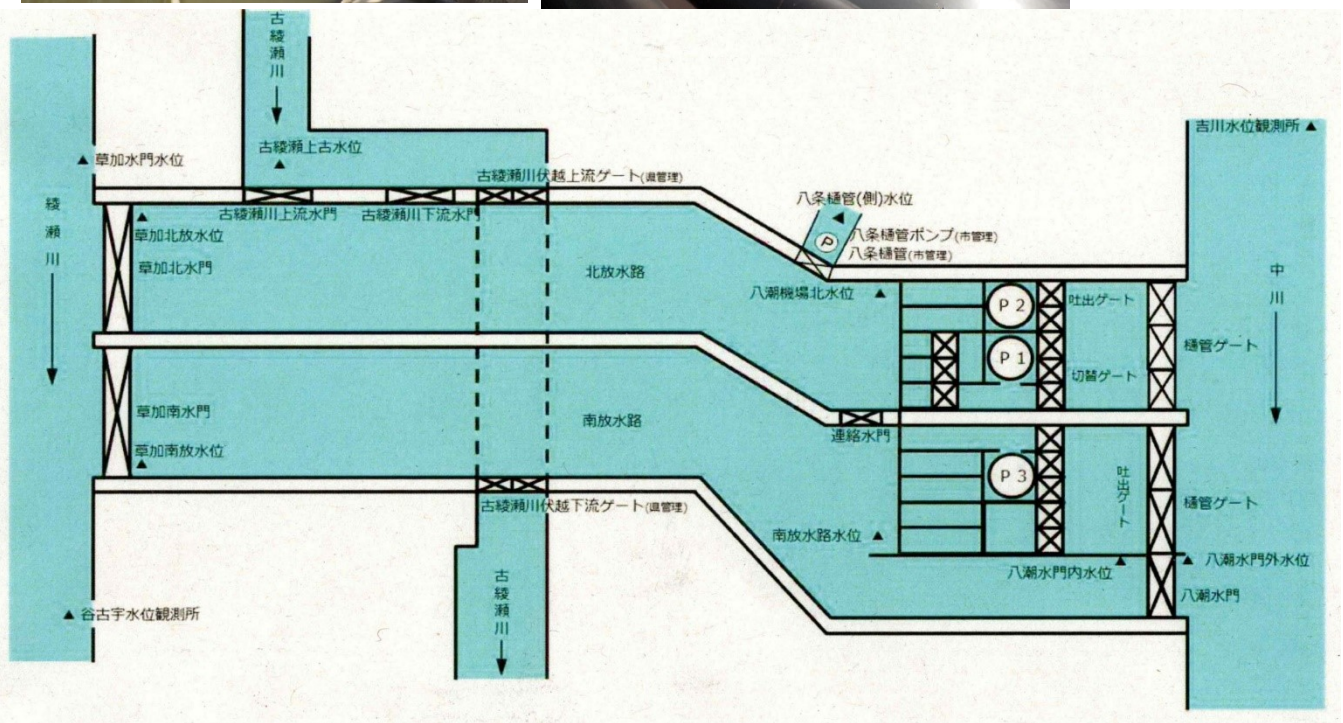

□業務を行う河川の区間

1　**綾瀬川**　北端(東武スカイツリーライン鉄橋)～南端(足立区・内匠橋)

2　**綾瀬川放水路**　西端(草加水門)～東端(八潮水門)※暗渠進入禁止

□綾瀬川放水路(北水路、南水路)**の水門開放を常時実施しない理由**

①綾瀬川、中川の水質差の問題→近年は、**水質汚濁の差は無くなった。**

②古綾瀬川と八条樋管からの流入の問題→非常時、北水路へ影響がある。

③暗渠の安全点検を実施していない問題→天井部分は道路課の管理。

□当面の綾瀬川放水路の河川美化活動は・・

①年 3～4 回の開門定期点検の時に実施する。

②暗渠の部分は、安全点検が済むまで入らない。※責任問題がある。

□今後の課題

・綾瀬川、中川、綾瀬川放水路、花畑川の広域活動にはまだ課題がある。

・官民のコミュニケーションを図り、より良い河川空間の形成を目指す。